

# 県議会資料

(H31.4～R5.4)

◇ 資料編(別冊)

## 資料編目次

徳島県議会議会改革検討会議結果報告書	-----	1
1 徳島県議会議会改革検討会議の設置	-----	2
2 検討の経緯及び概要	-----	2
3 主な検討の成果	-----	7
徳島県議会基本条例	-----	9
議会改革行動計画(第3期)(令和4年6月現在)	-----	15
徳島県交通安全の推進に関する条例	-----	33
徳島県主要農作物等種子条例	-----	37
とくしま健康長寿社会づくり条例	-----	40
徳島県ワンヘルス推進条例	-----	42
徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき 事件として定める条例	-----	45
徳島県議会と徳島文理大学との連携に関する協定書	-----	47
徳島県議会と四国大学との連携に関する協定書	-----	48
徳島県議会表彰要綱	-----	49

徳島県議会議会改革検討会議  
結果報告書

令和2年3月

## 1 徳島県議会議会改革検討会議の設置

徳島県議会議会改革検討会議は、徳島県議会基本条例第30条第3項の規定に基づき、議会改革行動計画について調査し、及び審議するため、地方自治法第100条第12項に規定する「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として位置づけ、令和元年5月17日に臨時的に設置されたものである。

会議は公開で行い、合意した事項については、直近の会長・幹事長会へ報告し、承認を得た事項から直ちに取り組むこととし、令和2年3月までの約1年間、全9回にわたって会議を開催し検討を行った。

## 2 検討の経緯及び概要

### 第1回検討会議（令和元年5月17日）

#### (1) 座長・副座長の選出について

座長に岩佐義弘議員、副座長に北島一人議員を選出した。

#### (2) 会議の運営について

検討会議は報道機関に原則公開で行うこととした。

検討会議の設置期間はおおむね1年間とした。

検討会議での合意事項は、直近の会長・幹事長会へ報告し、承認を得た事項から直ちに取り組むこととした。

#### (3) 議会改革行動計画（第2期）の進捗状況について

事務局から、前任期の議会改革行動計画の進捗状況について報告があった。

#### (4) 検討の方法について

前任期の議会改革行動計画の内容を継承した、第3期の議会改革行動計画（案）をもとに、各会派から追加・変更を提案し、それらの提案について協議を進めていくこととした。

### 第2回検討会議（令和元年6月13日）

#### (1) 各会派からの提案事項について

各会派が改革すべき事項を提案し、説明を行った。

### 第3回検討会議（令和元年7月12日）

- (1) 議会の年間日程の作成・公表について  
議会の年間日程を作成し、公表することとした。
- (2) 本会議の質問要旨の事前公表について  
これまで事前公表していた質問項目に加えて、質問要旨を公表することとした。
- (3) 議会ICT化の推進について  
議会ICT化（情報通信環境の整備、ペーパーレス化）に向けた検討に着手することとした。
- (4) 議員による「認知症サポーター」などの資格等の取得について  
議員による取得が可能な資格等について、調査を行うこととした。
- (5) 関西広域連合議会の情報発信について  
徳島県議会のホームページにおいて、関西広域連合議会の情報発信を行うこととした。
- (6) 議会版BCPの策定について  
議会版BCPの策定に向けた検討に着手することとした。
- (7) 県議会に関する若者アンケートの実施について  
県議会に関する若者アンケートを実施することとした。
- (8) 具体的テーマの設定による県民アンケートの実施（年1回）について  
現状どおり、必要に応じて実施することとした。

### 第4回検討会議（令和元年9月12日）

- (1) 誰もが政治参加しやすい環境づくりについて
  - ①子育て世代との意見交換会の開催について  
県議会に興味を持ってもらう取り組みからスキームを固め、段階を追って進化させていくこととした。

②議会の欠席理由として、育児や介護を明文化することについて  
会議規則を改正し、育児や介護を明文化することとした。

③授乳室や親子傍聴スペースの設置について  
設置場所を確保し、整備を推進することとした。

④女性傍聴デー（年1回）の創設（それに合わせた託児の実施）について  
傍聴の取り扱いは現状どおりとし、①子育て世代との意見交換会の開催を  
女性も含めた形で実施することとした。

(2) 障がい者に対する開かれた議会の充実について

①バリアフリートイレの設置について  
オストメイト対応を含め、議会棟トイレのバリアフリー化を推進すること  
とした。

②パーキングパーミット制度を利用した駐車場の整備について  
整備場所を確保し、整備を推進することとした。

③点字版県議会だよりの発行について  
準備が整い次第、実施することとした。

(3) 議会見学会の充実について

①小学生向けメニューの創設について  
準備が整い次第、実施することとした。

(4) 議会図書室の活性化について

①テーマ展示コーナーの通年開設について  
準備が整い次第、実施することとした。

②図書室だよりの充実について  
準備が整い次第、実施することとした。

(5) 議員による「認知症サポーター」などの資格等の取得について

県の施策への提言や地域での活動に役立てるよう、積極的に資格等の取得  
に取り組むこととした。

## 第5回検討会議（令和元年10月10日）

### （1）本会議関係について

#### ①スクリーンを使用した発言補助資料の活用について

「議会ICT化の推進」と合わせて検討を行うこととした。

#### ②代表・一般質問における質問時間の分割による質問機会の増について

現状どおり、公平に議員1人に年1回、質問を割り当てることとした。

### （2）委員会関係について

#### ①委員会のインターネット中継について

引き続き検討を行うこととした。

#### ②請願・陳情関係者からの積極的な意見聴取（まず各委員会から）について

現状どおり、必要がある場合は紹介議員に説明を求めることとした。

### （3）項目削除について

「文書質問制度の活用」及び「開会時間を早めることによる効果的な時間運営（10時開会）」の項目並びに「請願・陳情制度の周知、活用」の項目に係る数値目標を削除することとした。

### （4）県・市町村議会の連携について

#### ①県・市町村議会の意見書等の取りまとめ・公開について

実施に向け推進することとした。

### （5）その他について

#### ①「県内視察の充実」における質問時間の十分な確保について

今後の議会運営の参考とすることとした。

#### ②「調査レポートへの大学教員、大学院生等の寄稿」について、寄稿が可能な分野の事前調査及び議会側からの提案ができる仕組みづくりについて

今後の議会運営の参考とすることとした。

#### ③数値目標をもっと意欲的な目標にすることについて

今後の議会運営の参考とすることとした。

## 第6回検討会議（令和元年11月22日）

### （1）通年会期の導入について

現状どおり、定例会は年4回とした。

### （2）代表・一般質問の質問形態等の多様化について

#### ①知事等への反問権の付与について

現状どおり、反問権は付与しないこととした。

#### ②対面式演壇の採用について

引き続き検討を行うこととした。

### （3）委員会のあり方について

#### ①複数委員会への所属について

現状どおり、1議員1常任委員会への所属とした。

#### ②予算委員会の開催について

引き続き検討を行うこととした。

#### ③総合県民局関係の総務委員会または南部・西部総合県民局関係委員会の開催について

現状どおり、総務委員会で調査・審査することとした。

## 第7回検討会議（令和元年12月18日）

### （1）議会ICT化の推進について

今任期中の導入に向け準備を進めることとした。

### （2）議会版BCPの策定について

令和2年度中に策定することとした。

## 第8回検討会議（令和2年2月5日）

### （1）議会改革行動計画（第3期）（案）について

事務局からこれまでの検討会議における検討結果に基づき作成した案の提出があり、協議を行い、当検討会議としての案を取りまとめた。

## 第9回検討会議（令和2年3月5日）

### （1）結果報告書（案）について

座長案に基づき協議を行い、徳島県議会議会改革検討会議結果報告書として決定した。



### 3 主な検討の成果

議会改革行動計画（第3期）の策定において、特に焦点を当てた事項及び新たに実施が決まった主な事業は次のとおりである。

#### 議会ICT化の推進

飛躍的に発展しているICT技術を利活用することにより、さらなる効果的な議会運営や業務の効率化を図るとともに、情報収集や調査活動の活性化等による議会機能の充実・強化を図るため、議会ICT化を推進することを決定した。

- 情報通信環境及びタブレット端末の整備
- ペーパーレス会議システムの導入

#### 災害対応力の強化

切迫する南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害発生時においても、県議会が、県の意思を決定する議事機関としての機能を十分に発揮できるようにするため、議会や議員、事務局職員について、時間経過に応じた基本的な行動を定めた議会版BCP（業務継続計画）を策定することとした。

- 議会版BCPの策定

#### 誰もが政治参加しやすい環境づくり

若者、子育て世代、障がい者などの政治への関心を促し、政治参加につなげるため、議会が利用しやすい環境を整備するとともに、議会を身近に感じてもらえる取り組みを推進することとした。

- 議会の欠席理由として、育児や介護等を明文化
- 議会に関する若者アンケートの実施
- 授乳室や親子視聴スペースの設置
- 子育て世代との交流行事の開催
- バリアフリートイレの設置
- パーキングパーミット制度を利用した駐車場の整備
- 点字版県議会だよりの発行
- 小学生向け議会体験メニューの実施

## その他の主な取組

- 議会の年間日程の作成・公表
- 質問要旨の通告及びホームページ前日掲載



(令和元年11月22日 第6回議会改革検討会議)

# 徳島県議会基本条例

## 目次

### 前文

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 議員の責務及び活動（第四条—第十一条）
- 第三章 議会運営の原則等（第十二条—第十五条）
- 第四章 議会の役割及び機能（第十六条—第二十一条）
- 第五章 知事等との関係等（第二十二條—第二十四条）
- 第六章 県民との関係（第二十五条—第二十八条）
- 第七章 議会改革（第二十九条・第三十条）
- 第八章 議会事務局等（第三十一条・第三十二条）
- 第九章 最高規範性（第三十三条）
- 第十章 補則（第三十四条）

### 附則

徳島県は、鳴門の渦潮、県南部の海岸線、剣山、吉野川などの豊かな自然、世界に誇りうる阿波踊り、阿波人形浄瑠璃、阿波藍などの伝統的な文化や産業、うだつの町並み、祖谷のかずら橋などの歴史的及び文化的な遺産、更には豊富で新鮮な農林水産物といった多彩で魅力あふれる地域資源を有している。

こうした地域資源が持つ潜在力を引き出すことにより県民の夢と希望を実現し、後世に引き継いでいくことは、本県の県政を委ねられた我々、徳島県議会議員の責務である。

徳島県議会は、明治十二年に公選制の県会として開設されて以来、先人たちの高い志を受け継ぎ、長い歴史と伝統に培われた円滑な議事運営に努めるとともに、自由闊達な議論<sup>かつ</sup>を尊重するなど、県民を代表する県議会として、その役割を最大限に果たしてきたところである。

時代は地方分権改革のさなかにあつて、平成十二年のいわゆる地方分権一括法の施行等により地方自治体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、平成二十二年には関西広域連合が発足するなど、地方自治を取り巻く環境は大きく変化している。

知事とともに二代表制の一翼を担う徳島県議会は、県民の意見の集約と調和を図る立場にあることを自覚して地方分権改革を成し遂げ、本県の自主性や自立性を高めるとともに、主権者である県民の立場に立った真の地方自治を実現するという強い意志を持って、その果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、更なる議会改革に取り組んでおり、今こそ、その成果を確かなものとして未来に継承していかなければならない。

そのため、我々、徳島県議会議員は、議会改革の推進方策を体系的に取りまとめた議会改革行動計画の策定をこの条例に位置付けるとともに、本県のあるべき姿を希求し、その未来は県民とともに築いていくものであることを改めて宣言する。

そして、県議会が県政の最高意思決定機関であることから、議会は自治体の最高責任者であるとの認識の下に、徳島県議会議員の一人一人がその能力を最大限に発揮することにより、県民の負託にこたえ、県政の発展に寄与する議会を築くことを決意し、徳島県議会における最高規範としてこの条例を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この条例は、徳島県議会（以下「議会」という。）における最高規範として、議会の基本理念を定めるとともに、徳島県議会議員（以下「議員」という。）の責務、議会運営の原則、議会の役割等を明らかにすることにより、議員が県民の負託にこたえ、もって県民の福祉の増進、県勢の伸展及び民主政治の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

**第二条** 議会は、県政における最高議決機関として県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

(基本方針)

**第三条** 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- 一 県民に開かれた議会運営を行うとともに、議会活動に関し県民に説明する責任を果たすこと。
- 二 議会の本来の機能である政策の決定並びに知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行についての監視及び評価を行うこと。
- 三 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案及び提言に取り組むこと。
- 四 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の在り方を絶えず検証し、継続的に議会改革に取り組むこと。

## 第二章 議員の責務及び活動

(議員の責務)

**第四条** 議員は、県民の代表として県民全体の利益を考え、常に県民の意思及び県政の課題を把握するとともに、合議制の機関である議会の構成員として、議会活動を通じて県民の負託にこたえるものとする。

(議員活動)

**第五条** 議員は、前条に規定する責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- 一 県政に関する県民の意思を把握し、県政に反映させること。
- 二 県政の課題及び政策に関する情報収集及び調査研究を行うこと。
- 三 本会議、委員会その他の会議に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
- 四 議会活動に関する県民への広報を行い、県民に説明する責任を果たすこと。

(研さん及び調査研究)

**第六条** 議員は、審議、政策の立案等に必要な能力の向上を図るため、研さん及び調査研究に努めるものとする。

(会派)

**第七条** 議員は、議会活動を円滑に行うこと及び把握した県民の意思を県政に効果的に反映させることを目的として、会派を結成することができる。

2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、県政の課題及び政策に関して会派内における意見の集約及び会派間の調整に努め、その結果

を議会活動に反映させるものとする。

(議員報酬等)

**第八条** 議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当については、徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年徳島県条例第四号）及び徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第三十三号）の定めるところによる。

(政務活動費)

**第九条** 会派は、議員の調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けることができる。

2 会派及び議員は、政務活動費の使途を明らかにしなければならない。

3 政務活動費の交付については、徳島県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年徳島県条例第二十六号）の定めるところによる。

(倫理等の保持)

**第十条** 議員は、選挙により選出されたという公の立場を自覚し、県民の代表としての責任感を持ち、良心に従って、常に倫理及び品位を保持するよう努めなければならない。

(資産等の公開)

**第十一条** 議員は、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発展に寄与するため、その資産等を公開しなければならない。

2 議員の資産等の公開については、政治倫理の確立のための徳島県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成七年徳島県条例第六十三号）の定めるところによる。

### 第三章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

**第十二条** 議会は、県民に開かれ、透明性の高い運営を行うよう努めるものとする。

2 議会は、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

3 議会は、言論の府として議員の発言を保障するとともに、議員相互間の討議等の方法によって活発な議論が行えるよう努めるものとする。

(定例会の回数)

**第十三条** 定例会の回数については、徳島県議会の定例会の回数を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第三十六号）の定めるところによる。

(委員会の運営等)

**第十四条** 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

2 特別委員会は、県政の課題に対応するため必要がある場合に設置し、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、委員会の設置及び運営については、徳島県議会委員会条例（昭和三十四年徳島県条例第十二号）の定めるところによる。

(議員の定数及び選挙区)

**第十五条** 議会は、県民の意思を県政に十分に反映させることができるよう、議員の定数及び選挙区について、適切な見直しを行うものとする。

2 議員の定数及び選挙区については、徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十四年徳島県条例第四十一号）の定めるところによる。

#### 第四章 議会の役割及び機能

（議決）

**第十六条** 議会は、議決により、県の意思を確定するものとする。

（予算に係る審査等の体制の整備）

**第十七条** 議会は、予算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための体制の整備に努めるものとする。

（政策の立案及び提言）

**第十八条** 議会は、議員の提案による政策条例の制定、決議等を通じて、独自の政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

（調査）

**第十九条** 議会は、議案又は県の事務に関する調査を行うほか、県政及び議会運営に関する具体的な課題の解決を図るために必要な調査を行うものとする。

（調査、検討等を行う機関及び組織）

**第二十条** 議会は、本会議及び委員会における審議等によるほか、県政の課題の解決及び議会運営に関して必要があると認めるときは、調査、検討等を行うための機関及び組織を設置することができる。

（大規模な災害等への対応）

**第二十一条** 議会は、大規模な災害等が発生した際に迅速かつ的確に対応するための体制の充実強化に努めるものとする。

#### 第五章 知事等との関係等

（知事等との関係）

**第二十二条** 議会は、二元代表制の下で、自らは議決権を有し、知事等は執行権を有するという互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民の福祉の増進及び県勢の伸展に向け、自らの機能を十分に発揮しなければならない。

（知事等の事務の執行の監視等）

**第二十三条** 議会は、知事等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているかを監視し、必要と認める場合には、知事等に対し、適切な措置又は対応を講ずるよう求めるものとする。

（議会への説明等）

**第二十四条** 知事等は、予算の編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は県政に係る基本的な計画等の重要な政策若しくは施策に係る基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、議会にその内容を説明するよう努めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する基本的な計画のうち、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例（平成二十四年徳島県条例第九十一号）第二条に規定する基本計画については、同条例の定めるところにより、その案の概要等を議会に報告するものとする。

- 3 知事等は、予算の編成方針の策定若しくは調製又は県政に係る基本的な計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、議会の政策の提案の趣旨を尊重するものとする。

## 第六章 県民との関係

(県民の意思の県政への適切な反映等)

**第二十五条** 議会は、県民の意思を的確に把握し、県政に十分に反映させることができるよう、県民の議会活動への参加の機会の充実に努めるものとする。

- 2 議会は、県民の意思を審議に反映させるため、本会議及び委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度の積極的な活用を努めるものとする。

- 3 議会は、請願、陳情等があったときは、誠実に処理するものとする。

(議会活動に係る説明責任)

**第二十六条** 議会は、議会活動について、県民に対し説明する責任を果たすことにより、その透明性の確保に努めるものとする。

(広報広聴の充実)

**第二十七条** 議会は、様々な機会を通して議会に対する県民の意見を的確に把握するとともに、多様な媒体を活用して県民に対し議会活動に関する情報の提供を行い、県民に開かれた議会の実現に努めるものとする。

(情報公開)

**第二十八条** 議会は、徳島県情報公開条例（平成十三年徳島県条例第一号）の定めるところにより公文書の公開を行うほか、本会議及び委員会の会議録を広く県民が閲覧することができるようにするものとする。

## 第七章 議会改革

(議会改革の継続)

**第二十九条** 議会は、議会を取り巻く社会経済情勢の変化を的確にとらえ、県民の福祉の増進のため、議会運営が円滑かつ効率的なものとなるよう、議会改革に継続して取り組むものとする。

(議会改革行動計画の策定等)

**第三十条** 議会は、前条に規定する議会改革に関する取組を行うため、議会改革行動計画を策定するものとする。

- 2 議会改革行動計画は、議員が改選されるごとに見直すものとする。

- 3 議会は、議会改革行動計画について調査し、及び審議するため、議会改革検討会議を設置することができる。

## 第八章 議会事務局等

(議会事務局の機能の強化等)

**第三十一条** 議会は、議会の政策を立案する能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織の整備に努めるものとする。

(議会図書室の適正な管理等)

**第三十二条** 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

## 第九章 最高規範性

**第三十三条** この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性の確保を図らなければならない。

**第十章 補則**

(見直し)

**第三十四条** 議会は、社会経済情勢の変化、県民の意思等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則 (平成二七年条例第五六号)**

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。



議 会 改 革 行 動 計 画 (第 3 期)  
(令和 2 年 3 月策定)

## 議会改革行動計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務が廃止され、地方公共団体の権限が拡大したことに伴い、二元代表制の一翼を担う地方議会は、知事等の執行機関の事務執行に対する監視・評価機能や政策立案機能のさらなる充実・強化が求められている。さらに、住民自治の充実という観点から、開かれた議会実現のための方策も模索されている。

このような状況を踏まえ、近年、各都道府県議会においては、議会改革のための委員会等を設置し、その機能強化等について検討がなされるなど、様々な取り組みが行われている。

本県議会においては、これまでも「議会のあり方検討委員会」等において、議会改革について鋭意協議を重ね、所要の議会改革を進めてきたところであり、平成23年度に設置した「議会改革検討会議」においては、「議会は自治体の最高責任者」であるとの認識の下、今後とも、本県議会が、県民の負託に全力で応え、県政の発展に資するため、最高規範となる「徳島県議会基本条例」を制定し、全国初となる「議会改革行動計画」を策定する旨の条項を設け、<sup>たゆ</sup>弛まぬ議会改革に努めることとした。

そして、これまで進めてきた様々な議会改革の取り組みを後戻りさせることなく、継続して取り組むため、「議会機能の強化」、「効果的な議会運営」及び「開かれた議会」の3つの視点から、体系的な議会改革に取り組むこととし、重点的に取り組むべき方策やその具体的数値目標を定めた「議会改革行動計画」を策定し、同計画の趣旨に沿って施策を実施することとしたところである。

今回策定した「議会改革行動計画（第3期）」については、令和元年4月からの新たな任期において取り組むべき主要課題とその数値目標について定めたものであり、

- ・「議会機能の強化」では、議会ICT化の推進や議会BCPの策定など
- ・「効果的な議会運営」では、議会年間日程の公表や質問要旨の事前公表など
- ・「開かれた議会」では、授乳室やバリアフリートイレの設置などを新たに実施することとしたところである。

## 2 計画の性格

本県議会の最高規範として、県議会に関する基本理念や基本となる事項を定めた徳島県議会基本条例第30条の規定に基づき、議会改革行動計画を策定する。

本県議会は、この計画の趣旨に沿って施策を実施することにより、議会改革に継続的に取り組む。

なお、議会改革行動計画は、議員の改選期ごとに見直すものとしており、また、本計画について調査・審議するため、議会改革検討会議を設置することができるとしている。

## 3 計画期間

行動計画（第3期）の計画期間は、令和元年度から令和4年度までの4年間とする。

## 4 計画の体系

議会改革行動計画では、本県の議会改革を推進するため取り組むべき主要課題とその推進方策に関して、徳島県議会基本条例に定められた基本理念を踏まえ、3つの策定の視点を明示し、それぞれの主要課題ごとに具体的な推進方策やその数値目標をまとめている。

- 3つの策定の視点
  - I 議会機能の強化
  - II 効果的な議会運営
  - III 開かれた議会

## 5 進行管理

この計画の推進にあたっては、改選期ごとにその進捗状況を公表し、また、特に数値目標の達成状況については毎年度当初の会長・幹事長会において報告を行い、着実な推進を図る。

## 6 計画の構成

この計画は、以下のとおり構成する。

### 第1 議会改革行動計画（第3期）における新たな取り組み

### 第2 継続して推進する取り組み

#### I 議会機能の強化

- ・ 議会基本条例の制定
- ・ 議員定数の検討
- ・ 議会改革の推進
- ・ 監視・評価機能の強化
- ・ 政策提言・政策立案機能の強化
- ・ 議会機能の強化

#### II 効果的な議会運営

- ・ 本会議の効果的な運営
- ・ 委員会の効果的な運営

#### III 開かれた議会

- ・ 県民への説明責任
- ・ 県民の意思の反映
- ・ 県民への情報発信

### 第3 引き続き検討を行う事項

# 第1 議会改革行動計画（第3期）における新たな取り組み

我が国は、「人口減少」と「災害列島」という二つの国難に直面していると言われており、本県議会においても、議員のなり手不足や若者の政治離れ、また切迫する南海トラフ巨大地震や近年の異常気象による自然災害への対応などが喫緊の課題となっている。

また、「一億総活躍社会の実現」に向け、飛躍的に発展しているICT技術を活用した働き方改革の取り組みが本格化する中、本県議会としても、さらなる効率的で効果的な議会運営、迅速な災害対応などの危機管理体制の強化に向け、議会ICT化の取り組みを着実に進めていく必要がある。

そこで、議会改革行動計画（第3期）においては、直面する様々な課題に挑戦するべく、これまで進めてきた様々な取り組みはもとより、議会ICT化の推進や、災害対応力の強化、誰もが政治参加しやすい環境づくりに焦点を当て、施策を推進することとした。

## 【重点戦略1】 議会機能の強化

### 主要事業の概要・工程表

- 1 議会棟における情報通信環境やタブレット端末の整備などにより、議会ICT化を推進し、ペーパーレス会議の実現や業務の効率化を図るとともに、情報収集や調査活動の活性化等による議会機能の充実・強化を図ります。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○情報通信環境及びタブレット端末の整備	-----	-----	整備	-----
○ペーパーレス会議システムの導入	-----	-----	-----	導入

- 2 南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害発生時においても、県議会が、県の意思を決定する議事機関としての機能を十分に発揮できるよう、大規模災害発生時における議会、議員の基本的な行動などを定めた議会版BCP（業務継続計画）を策定します。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○議会版BCPの策定	-----	策定	-----	-----

- 3 女性も含め幅広い層の政治参加を促すため、議会活動と家庭生活が両立しやすい環境整備に努めます。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○議会の欠席理由として、育児や介護等を明文化	施行	-----	-----	-----

## 【重点戦略1】 議会機能の強化

### 主要事業の概要・工程表

- 4 徳島県議会、徳島県市議会議長会及び徳島県町村議会議長会が相互間の連携を密にし、地域の課題を協議し処理するために締結された3団体連携協定の取り組みとして、それぞれの議会のさらなる活性化につなげるため、県・市町村議会の意見書等を取りまとめてホームページで公開します。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○県・市町村議会の意見書等の取りまとめ、ホームページ公開	----->	実施・推進		

- 5 議員の調査研究に資するため設置された議会図書室について、さらなる充実・活性化を図ります。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○テーマ展示コーナーの通年開設 ○図書室だよりの充実	----->	実施・推進		

- 6 議員自らが「認知症サポーター」などの資格等の取得に積極的に取り組むことにより、県の施策への提言や地域での活動に役立てます。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○議員による「認知症サポーター」などの資格等の取得	----->	推進		

## 【重点戦略2】 効果的な議会運営

### 主要事業の概要・工程表

- 1 議会の年間日程を作成し、公表することにより、効率的・効果的な議会運営を行うとともに、県議会に対する県民の関心・理解を深め、傍聴や請願・陳情の提出など、県民サービスの向上を図ります。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○議会の年間日程の作成・公表				→
	実施・推進			

- 2 代表・一般質問の発言通告について、これまでの質問項目に加え質問の内容をまとめた質問の要旨を通告することにより、効率的・効果的な議会運営を行うとともに、質問前日にホームページに掲載することなどにより、県民サービスのさらなる向上を図ります。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○質問要旨の通告及びホームページ前日掲載				→
	実施・推進			

### 【重点戦略3】 開かれた議会

#### 主要事業の概要・工程表

- 1 政治離れが進んでいる若者の議会に対する意識や考えを把握するため、大学との包括連携協定の取り組みの一つとして、議会に関する若者アンケートを実施します。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○議会に関する若者アンケートの実施	→ 実施			

- 2 子育て世代にとって利用しやすい議会とすることにより、子育て世代の政治参加を推進します。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○授乳室や親子視聴スペースの設置	-----	→ 整備		
○子育て世代との交流行事の開催	-----	→ 実施・推進		→

- 3 障がい者にとって利用しやすく、わかりやすい議会とすることにより、障がい者の政治参加を推進します。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○バリアフリートイレの設置	-----	→ 整備		
○パーキングパーミット制度を利用した駐車場の整備	-----	→ 整備		
○点字版県議会だよりの発行	-----	→ 実施・推進		→



### 【重点戦略3】 開かれた議会

#### 主要事業の概要・工程表

- 4 関西広域連合議会の情報を積極的にホームページで公開することにより、県民の関西広域連合議会への関心を高めるとともに、理解の促進を図ります。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○関西広域連合議会の情報をホームページで発信	実施・推進			→

- 5 議会活動の情報を広く県民に提供するため、「県議会だより」の内容充実を行うことにより、県民の議会に対する理解の促進を図ります。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○「県議会だより」のタブロイド版（4ページ）への変更	-----	実施・推進		→

- 6 子どもから大人まで多くの県民の議会への関心を高め、議会を身近に感じてもらうための県議会体験・見学プログラムに、新たなメニューを創設・実施することにより、より一層の「開かれた県議会」、「親しみやすい県議会」の推進を図ります。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○小学生向け議会体験メニューの実施	-----	実施・推進		→

## 第2 継続して推進する取り組み

### 【重点戦略1】 議会機能の強化

#### 主要事業の概要

##### 1 議会基本条例の制定

- 県議会の最高規範として、県議会に関する基本理念や基本となる事項を定めた議会基本条例を制定することにより、議会機能の強化や開かれた県議会の実現を図ります。

○ 議会基本条例の制定 ⑳制定

##### 2 議員定数の検討

- 地方分権時代における二元代表制の一翼として、議会基本条例に定める議員の役割を果たし、県民の多様な意見を県政に反映させるに足りる適正な議員定数等について検討を行います。

##### 3 議会改革の推進

- 議会基本条例に議会改革行動計画の策定や議会改革検討会議の設置を位置づけ、議会改革の進行管理と見直しを図ることにより、議会改革に向けた不断の取り組みを行います。

##### 4 監視・評価機能の強化

- 県行政に係る基本的な計画の立案段階から、議会が積極的な役割を果たす必要があることから、基本計画議決条例を制定し、県行政に対する監視・評価機能の充実に努めます。

○ 基本計画議決条例の制定 ㉑制定

##### 5 政策提言・政策立案機能の強化

- 二元代表制の一翼として、県政の各分野に対し、政策の理念や具体的な施策を提案していくことが求められている中、議員提案による政策条例制定の動きを加速させるため、検討組織を設置します。

○ 政策条例検討会議の設置 ㉒設置

- 住民ニーズや政策課題を踏まえた議員提案による政策条例の制定を促進します。

○ 有識者や行政機関、関係団体から専門的意見の聴取 ㉓から実施

- 議員提案により制定した政策条例が、県民生活に効果のあるものであるかどうか検証を行います。

○ 議員提案政策条例の検証 ㉔から実施

## 【重点戦略1】 議会機能の強化

### 主要事業の概要

- 代表・一般質問や委員会審査を通じて、積極的な政策提案を行います。
- 議会の意思を表明した意見書を、国会及び関係行政庁に対し提出することにより、議会の住民代表機関としての役割を積極的に果たします。
  - 意見書議決数 (R元) 5件 → (R4) 20件 (累計)
- 県政の重要案件に対応できるよう、適宜、学識経験者、企業等からの説明聴取及び意見交換を行う政策研究会を開催し、議員の議会活動の活性化を図ります。
  - 「政策研究会」の開催 (R元) 7回 → (R4) 28回 (累計)
- 徳島県議会、徳島県市議会議長会及び徳島県町村議会議長会が相互間の連携を密にし、地域の課題を協議し処理します。
  - 3団体による連携協定の締結 ⑳締結
  - 県議会正副議長、各議長会会長・副会長等からなる連絡調整会議の開催及び議員研修会の開催 ㉑から実施
  - 3団体合同による国等への要望活動の実施 ㉒から実施
- 県民の多様な意見を県政に効果的に反映させることを目的とした会派活動を積極的に推進します。
- 特定の課題について調査研究を行うため、会派を超えた議員で構成する議員連盟の活動を積極的に推進します。
  - 議員連盟数 (R元) 医療・福祉関係議員連盟、農業振興議員連盟など 19団体
- 四国の共通の課題について調査研究を行うため、四国4県議会の議員で構成する広域の議員連盟の活動を推進します。
  - 森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟  
四国地方連絡会議 ㉓設立
  - 四国観光議員連盟 ㉔設立
  - 四国公共交通議員連盟 ㉕設立
- 議会活動に資するため、必要な資料の調査を行います。
  - 議会事務局委託調査件数 (R元) 200件 → (R4) 800件 (累計)

## 【重点戦略1】 議会機能の強化

### 主要事業の概要

- 「新聞ダイジェスト」や国の法改正・政策、全国の動き等をまとめた「調査レポート」を積極的に活用します。
- 議会図書室の蔵書の増加など、議会図書室の充実・活性化を図ります。
  - 蔵書の充実
    - ・ 図書数 (R元) 7,600冊 → (R4) 7,900冊 (累計)
    - ・ 資料数 (R元) 14,850冊 → (R4) 15,300冊 (累計)
  - 県立図書館のレファレンス機能(※)の有効活用  
(※) 資料・情報を求める利用者に対する文献の紹介・提供など ㉑から実施
  - 新着図書・資料情報のホームページ・全庁掲示板への掲載 ㉒から実施
- 県議会と県内大学が相互に協力することにより、様々な地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材の育成に資することを目的に包括連携協定を締結し、目的達成に有益な事業を実施します。
  - ・ 徳島文理大学 平成 22 年度締結
  - ・ 四国大学 平成 24 年度締結
- 議会インターンシップにおける学生の受入人数 (R元) 5人 → (R4) 20人 (累計)
- 大学生の議場見学出席者数 (R元) 50人 → (R4) 200人 (累計)
- 調査レポートへの大学教員、大学院生等の寄稿数 (R元) 1件 → (R4) 4件 (累計)
- 本会議傍聴への出席学生数 (R元) 14人 → (R4) 56人 (累計)
- 県議会議員との意見交換会等の出席学生数 (R元) 140人 → (R4) 560人 (累計)
- 議会ホールの提供 (R元) 1件 → (R4) 4件 (累計)

## 【重点戦略1】 議会機能の強化

### 主要事業の概要

#### 6 議会機能の強化

- 関西広域連合の議事機関として、条例の制定改廃、予算の議決等を伴う関西広域連合議会の議員を選任し、その活動を推進します。 ⑳設立
- 全国都道府県議会との情報交換や緊密な連絡調整などにより積極的かつスピーディーな要望・決議を行います。
  - 全国都道府県議会議長会
  - 四国4県議会正副議長会議
  - 中国四国9県議会正副議長会議
  - 近畿2府8県議会議長会議
  - 南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める10県議会議長会議
  - 財政基盤強化対策県議会議長協議会
  - 地すべりがけ崩れ対策都道府県議会協議会
  - 太平洋新国土軸推進府県議会議長連絡協議会
  - 離島振興対策都道府県議会議長会
- 議会運営に影響を与えかねない危機事象に対応したマニュアルを策定し、危機管理体制の充実強化を図ります。
  - 徳島県議会新型インフルエンザ対策ガイドライン ㉑策定
  - 大規模地震発生時の議会対応 ㉓策定
  - 徳島県議会災害情報連絡事務局運営要領 ㉓策定
- 厳しい財政状況の下、財政健全化に資するため、引き続き、議会費の見直しに向けた検討を行います。
  - 議員報酬の見直し ㉒から削減継続
  - 費用弁償（応召旅費）を実態に応じた支給へ変更 ㉒から実施
- 議会の政策立案機能を高めるため、議会事務局組織を強化します。
  - 議会事務局内プロジェクトチームの設置 ㉔から設置
  - 政策法務担当室長の配置  
（法制文書課長の併任） ㉔配置
- 県議会の規則や申し合わせ等について、県民のニーズや経済社会情勢に応じ、適宜見直しを行い、議会の活性化に努めます。

## 【重点戦略2】 効果的な議会運営

### 主要事業の概要

#### 1 本会議の効果的な運営

- 本会議での「質疑」や「討論」を活用し、議員の活発な議論を通じ、議会の活性化を推進します。
- 本会議開会時において議案等を配置するなど、県民サービスの向上に努めます。
  - 傍聴者ロビーに議案及び説明資料を配置 ⑳から実施
  - 議案等のホームページ公開 ㉓から実施
- 県民にわかりやすい県議会とするため、議員の議案、請願に対する賛否状況を公表します。
  - 議員の議案・請願に対する表決態度のホームページ公表 ㉗から実施

#### 2 委員会の効果的な運営

- 委員会の議事録をホームページに公開するなど、県民サービスの向上に努めます。
  - モニター室における委員会説明資料の配置 ㉑から実施
  - 委員会記録や委員会説明資料のホームページ公開 ㉓から実施
- 委員会の調査・審査に資するため、公聴会・参考人制度を積極的に活用し、県民意見等を審議に反映させるとともに、議会の活性化を図ります。
- 委員会視察の内容をホームページで公開するなど、県民サービスの向上に努めます。
  - 委員会視察結果のホームページ公開 ㉑から実施
- 委員会視察のあり方や実施方法を見直し、調査の活性化を図ります。
  - 県内視察の充実 ㉘から実施
- 委員会の県内視察において、各種団体等と意見交換を実施することにより、委員会活動に対する県民の理解の促進と委員会視察の充実を図ります。
  - 意見交換会の実施 ㉘から実施

## 【重点戦略3】 開かれた議会

### 主要事業の概要

#### 1 県民への説明責任

- 政務活動費の適正執行及び使途の透明性を確保するとともに、県民への積極的な情報の公開や提供を推進します。
  - 政務活動費の収支報告書への領収書添付を義務化 ⑳から実施
  - 政務活動費の収支報告書のホームページ掲載 ㉕から実施
  - 政務活動費の使途・手続等に関する指針（ガイドライン）の改訂 ㉗㉙改訂
  - 政務活動費の活動報告書兼領収書添付票等のホームページ掲載 ㉘から実施
  - 政務活動費の海外調査における対象経費を明確化するとともに、海外調査報告書の提出を義務化など ㉙から実施
- 県民の多様な意見を県政に効果的に反映させることを目的とした会派活動を積極的に推進します。（再掲）
- 会派が行った視察結果を各会派のホームページ等で公開するなど、会派活動の積極的な情報発信に努めます。
  - 会派視察結果の積極的な公開 ㉗から実施

#### 2 県民の意思の反映

- 広く県民の要望をくみ取るため、請願・陳情制度、パブリックコメント、県民アンケート、議長へのメール等の周知に努め、積極的に活用します。
- 委員会の県内視察において、各種団体等と意見交換を実施することにより、委員会活動に対する県民の理解の促進と委員会視察の充実を図ります。（再掲）
  - 意見交換会の実施 ㉘から実施

#### 3 県民への情報発信

- 開かれた県議会を確立するため、定例会ごとに正・副議長による定例記者会見を実施し、議会活動についての情報発信を行います。
  - 記者会見の実施 ㉚から実施
- 本会議の開催時期の周知・広報に努め、県民の議会への関心を深めるとともに、理解の促進を図ります。
  - 本会議傍聴者数 (R元) 2,250人 → (R4) 9,000人 (累計)

## 【重点戦略3】 開かれた議会

### 主要事業の概要

- 県民にわかりやすい県議会とするため、議員の議案、請願に対する賛否状況を公表します。（再掲）
  - 議員の議案・請願に対する表決態度のホームページ公表 ⑳から実施
  
- ケーブルテレビを活用した情報発信に努め、県民の議会への関心を深めるとともに、理解の促進を図ります。
  - ケーブルテレビ放映社数 (R元) 17社
  - CATVで視聴可能な市町村数 (R元) 23市町村
  
- 議会情報を積極的にホームページ等で公開することにより、県民への迅速な情報の提供など県民サービスの向上を図ります。
  - 議会ホームページのアクセス数  
 (R元) 500,000件 → (R4) 2,000,000件(累計)
  - 本会議インターネット中継のアクセス数  
 (R元) 3,500件 → (R4) 14,000件(累計)
  - 本会議の会議録検索システムのアクセス数  
 (R元) 60,000件 → (R4) 240,000件(累計)
  
- 「議会のしおり」（リーフレット）、「議会の概要」（冊子）の配付
- モニター室における委員会説明資料の配置（再掲） ㉑から実施
- 委員会視察結果、委員会記録や委員会説明資料のホームページ公開（再掲）  
 ㉒、㉓から実施
- 正副議長による定例記者会見のホームページ掲載 ㉔から実施
- 傍聴者ロビーに議案及び説明資料の配置（再掲） ㉕から実施
- 議案等のホームページ公開（再掲） ㉖から実施
- 議会関係予算のホームページ掲載 ㉗から実施
- 議員連盟活動のホームページ掲載 ㉘から実施
- 政務活動費の収支報告書、活動報告書兼領収書添付票等のホームページ掲載（再掲）  
 ㉙、㉚から実施
- 県内市町村議会ホームページへの県議会ホームページのリンク設定  
 ㉛から実施
- 会派視察結果の積極的な公開（再掲） ㉜から実施



## 【重点戦略3】 開かれた議会

### 主要事業の概要

- 議会活動の情報を広く県民に提供するため、新聞発行する「県議会だより」等の内容充実、適期の情報発信を行うことにより、県民の議会に対する理解の促進を図ります。
  - テレビスポット・ラジオスポットの有効活用 ⑫から実施
  - 「県議会だより」録音版の発行、ホームページ掲載 ⑲から実施
  - 「県議会だより」における広報特集記事の掲載 ㉓から実施
  
- 議員一人一人が広報マンとなり、県内外に徳島の魅力をアピールします。
  - 「とくしまの魅力と実力」（リーフレット）の作成・活用 ㉔から実施
  
- 子どもから大人まで多くの県民の議会への関心を高め、議会を身近に感じてもらうため、様々な県議会体験・見学プログラムを実施するなど、より一層の「開かれた県議会」、「親しみやすい県議会」の推進を図ります。
  - 議会コンサート等の開催 (R元) 2回 → (R4) 8回 (累計)
  - 夏休み県議会体験会への参加者数 (R元) 30人 → (R4) 120人 (累計)
  - 高校生と県議会議員との意見交換会の実施 (R元) 2回 → (R4) 6回 (累計)
  - 議会見学会の実施 (R元) 10回 → (R4) 40回 (累計)
  - 議会活動展示パネルの設置 ㉔から実施
  - 県議会小学生社会見学ツアーの実施 ㉕から実施
  - 県立総合大学校との連携による認定講座の開設 ㉕から実施
  
- スポーツ・芸術文化活動等において、その成績が特に顕著なものを表彰し、その努力と功績を称え励ますことにより、徳島県の次代を担う人間性豊かな児童、生徒及び学生の健全育成を図ります。
  - 県議会表彰の実施 ㉔から実施

### 第3 引き続き検討を行う事項

#### 主要事業の概要

- 代表・一般質問において、活弁でわかりやすい議論を交わすため、質問形態の多様化を図るなど、議会の活性化に向け検討を行います。
  - 対面式演壇の採用
  - スクリーンを使用した発言補助資料
  
- 議会の活性化に向け、委員会のあり方について検討を行います。
  - 予算委員会の開催
  
- 委員会審議のインターネット公開について、検討を行います。
  - 委員会のインターネット中継

# 徳島県交通安全の推進に関する条例

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条―第八条）

### 第二章 交通安全県民運動の推進（第九条―第十三条）

### 第三章 交通安全の確保（第十四条―第十八条）

### 第四章 危険な運転行為の根絶等（第十九条―第二十一条）

### 第五章 財政上の措置（第二十二条）

### 附則

本県において、自動車等の車両は日常生活や経済活動に欠かすことのできない交通手段の一つであり、これによって私たちは多くの恩恵を受けている。

しかし、その一方で、交通事故は尊い県民の命を奪い、残された人々に大きな悲しみを与えるとともに、交通事故に係る人々の生活の維持を困難にし、社会的、経済的活動に対しても大きな損失を及ぼしている。

近年、高齢者によるブレーキとアクセルの踏み間違い等の運転操作の誤り、運転中の携帯電話の操作、あおり運転等の危険な行為による交通事故が発生しており、県民が様々な要因による交通事故の危険にさらされるおそれが高まっている。

痛ましい交通事故をなくし、真に安全で安心な徳島県を実現するためには、今、改めて、交通安全に対する県民の意識を高め、全ての県民一人一人が真剣に交通安全と向き合い、交通事故を起こさせない社会風土や環境づくりに努めることが重要である。

とりわけ運転者は、交通事故によって尊い命が奪われることがあつてはならないことを肝に銘じ、交通道徳に対する意識を高く持って、周囲に配慮した安全運転に取り組みなければならない。

ここに、人命尊重の理念に基づき、県民が安全で安心できる交通環境の確立を目指し、交通事故のない社会を実現するため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

**第一条** この条例は、交通安全に関し、基本理念を定め、県及び運転者等の責務並びに県民、歩行者及び事業者の役割を明らかにするとともに、交通安全に関する必要な事項を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、交通安全意識の高揚及び交通道徳の向上を期し、もって交通事故のない安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 交通安全 道路交通の安全をいう。
- 二 車両 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第八号に規定する車両をいう。
- 三 自動車等 道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。

- 四 自転車 道路交通法第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 五 運転者 自動車等を運転する者をいう。
- 六 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 七 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。

(基本理念)

**第三条** 交通安全は、人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会の実現を目指すことにより確保されなければならない。

- 2 交通安全は、県民及び事業者の交通事故のない社会の実現を目指した自主的な取組が促進されることにより確保されなければならない。
- 3 交通安全は、県、市町村その他の関係行政機関並びに県民及び関係団体が、相互に連携を図りながら、協力して、一体となつて取り組むことにより確保されなければならない。

(県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、県民、事業者及び関係団体との相互の連携及び協力の下、交通安全に関する総合的な施策を実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村、県民、事業者及び関係団体が実施する交通安全に関する取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(運転者等の責務)

**第五条** 運転者は、基本理念にのっとり、交通安全に関する法令（以下「交通安全関係法令」という。）を遵守するとともに、歩行者及び他の車両に危害を及ぼさないようにするなど自動車等を安全に運転しなければならない。

- 2 自転車を利用する者は、当該利用については、基本理念にのっとり、交通安全関係法令を遵守するとともに、徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例（平成二十八年徳島県条例第三号）の定めるところによるものとする。

(県民の役割)

**第六条** 県民は、基本理念にのっとり、交通安全に関する理解を深め、交通安全関係法令を遵守するとともに、県、市町村その他の関係行政機関が実施する交通安全に関する施策及び活動に自主的かつ積極的に協力するよう努めるものとする。

(歩行者の役割)

**第七条** 歩行者は、基本理念にのっとり、道路を通行するに当たっては、交通安全関係法令を遵守するとともに、歩きスマホ（指で画面上をなぞること等により携帯電話又はこれに類する機器を操作しながら歩行することをいう。）その他の車両への注意力が散漫となる行為を慎むなど、道路交通に危険が生じないように努めなければならない。

(事業者の役割)

**第八条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業の用に供する車両の安全な運行を確保するよう努めなければならない。

第二章 交通安全県民運動の推進

(県民運動の推進に向けた環境づくり)

**第九条** 県は、交通安全に関する取組が県民運動として展開されるよう、国、市町村及び関係団体と連携しながら、その環境づくりを推進するために、必要な措置を講ずるものとする。

(県民の自主的な活動の促進)

**第十条** 県は、交通安全に関する地域住民、事業者等による自主的な活動が、各地で活発に展開されるよう、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市町村等への支援)

**第十一条** 県は、交通安全に関する市町村の施策及び関係団体の取組が円滑に実施されるよう、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

**第十二条** 県は、交通安全に関する県民の関心及び理解を深めるとともに、積極的な行動が促進されるよう、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(交通安全推進期間)

**第十三条** 県は、交通安全について県民の関心と理解を深めるため、交通安全を推進するための取組を集中的に実施する期間を設け、交通安全に関する啓発及び広報並びに県民運動の推進に向けた取組を行うものとする。

### 第三章 交通安全の確保

(高齢者等の交通安全の確保)

**第十四条** 県は、交通安全の施策の実施に当たっては、高齢者、障がい者、子ども等の交通安全の確保が図られるよう特別の配慮をするものとする。

2 運転者は、高齢者、障がい者、子ども等の交通安全の確保に努めなければならない。

(道路の交通環境の整備)

**第十五条** 県は、道路の交通環境の整備を図るため、交通安全施設の整備、交通管制の合理化その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、高齢者、障がい者、子ども等の安全の確保が図られるよう配慮するものとする。

3 県は、国、市町村及び道路の交通環境の整備を行う機関と連携して、交通事故が多発する箇所において現地の状況を確認し、必要があると認められるときは、各道路の管理者等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(公共交通の利用促進)

**第十六条** 県は、交通事故の抑制と県民の移動手段の確保を図るため、市町村及び事業者と連携して、県民の公共交通の利用促進に向けた取組を行うものとする。

(交通安全教育の推進)

**第十七条** 県は、高齢者、障がい者及び外国人をはじめ、全ての県民の交通安全に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、市町村、事業者、関係団体等と連携しながら交通安全教育の推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十一条に規定する児童養護施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に

関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他これらに類する施設の長は、その児童、生徒又は学生に対し、交通安全教育を実施するよう努めるものとする。

3 高齢者、障がい者等の同居者等は、高齢者、障がい者等の交通安全の確保に必要な助言をするよう努めるものとする。

4 事業者は、その従業員に対して交通安全教育を実施するよう努めるものとする。

（調査研究）

**第十八条** 県は、交通安全に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するものとする。

#### 第四章 危険な運転行為の根絶等

（危険な運転行為等の防止）

**第十九条** 運転者は、交通安全関係法令を遵守し、常に安全運転の徹底を心掛け、無免許運転、酒気帯び運転、速度違反、携帯電話又はそれに類する機器を操作しながら行う運転、あおり運転（幅寄せ、進路妨害等重大な交通事故につながるおそれがある悪質かつ危険な運転行為をいう。）等の危険な運転行為が交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮しなければならない。

2 県は、危険な運転行為の防止に関する広報、啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、その従業員に対し飲酒、過労、病気等の理由により正常に運転することができないおそれの有無を確認する等危険な運転の防止に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（運転者の適切な対応）

**第二十条** 運転者は、自らの身体の機能の状態、健康の状況等を自覚し、自らの体調、運転操作等に不安を覚えるときは、運転を自粛するなど適切に対応しなければならない。

（交通事故被害者等に対する支援）

**第二十一条** 県は、交通事故による被害者及びその家族に対する支援の充実を図るため、相談窓口及び救済制度に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 第五章 財政上の措置

**第二十二条** 県は、交通安全に関する総合的な施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

交通安全に関し、基本理念を定め、県及び運転者等の責務並びに県民、歩行者及び事業者の役割を明らかにするとともに、交通安全に関する必要な事項を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、交通安全意識の高揚及び交通道德の向上を期し、もって交通事故のない安全で安心な社会の実現に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 徳島県主要農作物等種子条例

稲、麦、大豆といったいわゆる主要農作物は、本県の農業の基幹品目であり、私たちの食生活を支えるとともに、県内各地で集落を築き、維持する基礎となり、多様な食文化や伝統行事を育んできた。

また、山間地域では、あわ、きび、たかきび、ひえ、しこくびえ、そばといった雑穀類やごうしゅいもを中心とした本県固有の傾斜地農業が営々と継承されている。

加えて、徳島藩の奨励により、江戸時代中期から明治時代にかけて一大産業として全国にその名をはせた藍作は、今も本県の伝統産業として受け継がれている。

こうした中、平成三十年三月には、「にし阿波の傾斜地農耕システム」が、国際連合食糧農業機関から世界農業遺産として、また、令和元年五月には、「藍のふるさと 阿波」が、文化庁から日本遺産として、それぞれ認定され、私たちにとって大きな喜びや誇りとなっている。

私たちは、先人から受け継いだこうした農業やその関連産業と文化を決して絶やすことなく、次代に引き継ぐ使命を担っている。

このような認識の下、主要農作物等にとって種子が、一度失うと二度と取り戻すことのできない貴重な資源であり、その生産の根幹となるものであることに鑑み、当該種子の生産についての基本理念を明らかにし、優良な種子を安定的に生産することによって、本県の主要農作物等に係る農業及びその関連産業並びに文化が将来にわたって途切れることなく引き継がれるよう、この条例を制定する。

### (目的)

**第一条** この条例は、主要農作物等の種子の生産について、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、主要農作物等の優良な種子の安定的な確保を図り、もって本県における主要農作物等に係る農業の振興及びその関連産業の発展並びに文化の継承に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 主要農作物 稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。
- 二 主要農作物等 主要農作物並びにあわ、きび、たかきび、ひえ、しこくびえ、そば、ごうしゅいも及びたदैいをいう。
- 三 種子 種子及びごうしゅいもの塊茎をいう。

### (基本理念)

**第三条** 主要農作物の優良な種子は、本県の農業の持続的な発展に不可欠なものであり、その生産は、当該種子を需要に応じて安定的に供給することを旨として、県並びに種子生産者及び種子生産団体その他の関係団体の相互の連携及び協力の下に、行われなければならない。

2 主要農作物等の種子の生産は、自然災害等により種子の供給が不安定になるおそれがあること並びに優良な種子が本県における食料の安定供給、農業の振興及びその関連産業の発展並びに文化の継承に不可欠なものであることを、県並びに種子生産者及び種子

生産団体その他の関係団体の共通認識として、行われなければならない。

(県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める基本理念にのっとり、主要農作物の優良な種子の生産に係る施策を計画的に推進するとともに、必要な推進体制の整備を図るものとする。

2 県は、前項の施策の推進及び推進体制の整備に当たっては、種子生産者及び種子生産団体その他の関係団体と連携を図るものとする。

3 県は、主要農作物等のうち、本県における農業の振興及びその関連産業の発展並びに文化の継承に資すると認める品種又は系統について、その種子を、適切に保存するものとする。

(種子生産計画)

**第五条** 県は、毎年度、主要農作物の需給の見通し、種子の生産及び流通の状況その他の事情を勘案して、種子の供給に取り組む主要農作物の品種について、優良な種子の生産に関する計画（以下「種子生産計画」という。）を策定するものとする。

2 種子生産計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 主要農作物の種子の需要の見通し

二 主要農作物の種子の生産に関する事項

三 主要農作物の種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種の生産に関する事項

四 その他主要農作物の優良な種子の安定的な生産に関し必要な事項

(原種及び原原種の生産)

**第六条** 県は、種子生産計画に基づき、主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原原種の生産を行うものとする。

(種子生産ほ場の指定)

**第七条** 県は、種子生産計画に基づき、主要農作物の優良な種子の生産に適すると認めるほ場を、そのほ場を経営する種子生産者の申請により、指定種子生産ほ場として指定することができる。

(種子の品質確保)

**第八条** 県は、前条に規定する指定種子生産ほ場（以下「指定種子生産ほ場」という。）で生産される種子の品質を確保するため、ほ場審査（指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいう。）及び生産物審査（指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。）を行うものとする。

(指導等)

**第九条** 県は、種子生産者及び種子生産団体その他の関係団体に対し、主要農作物等の優良な種子の安定的な生産について、必要な指導及び助言を行うものとする。

(県民の理解の促進)

**第十条** 県は、主要農作物等の優良な種子の生産の重要性について、県民の理解の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

**第十一条** 県は、主要農作物等の優良な種子の生産に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。



(委任)

**第十二条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている種子の生産に関する県の計画であつて、県が種子の供給に取り組む主要農作物の品種に係る優良な種子の生産に関するものは、第五条第一項の規定により策定された種子生産計画とみなす。

#### 提案理由

主要農作物等の種子の生産について、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、主要農作物等の優良な種子の安定的な確保を図り、もつて本県における主要農作物等に係る農業の振興及びその関連産業の発展並びに文化の継承に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## とくしま健康長寿社会づくり条例

全国よりも高齢化が急速に進む本県では、従来からの「支えられる側」という高齢者像の転換を図ることが急務であり、高齢者を地域社会を支える「新たな担い手」としてとらえ、アクティブシニアを活用した「徳島県版『介護助手』制度」の創設をはじめ高齢者が生き生きと活躍できる施策を推進してきた。

人生一〇〇年時代を迎え、高齢者が活躍し、社会の活力を維持、向上させていくためには、高齢者が健康であることが大前提であるが、昨今、新型コロナウイルスの感染拡大をはじめ社会環境が大きく変化する中で、高齢者が社会的に孤立したり、生活不活発につながりやすい状況にあり、フレイルのリスクが高まることが懸念されている。

このため、フレイルを予防し、元気に自立して日常生活を送ることができる「健康寿命」の延伸を図るための取組を強化するとともに、高齢者がこれまで培ってきた豊富な知識や経験、技能を生かし、いつまでも活躍できる環境づくりを「オール徳島」で進める必要がある。

このような認識の下、県民誰もが生涯にわたり健康で生きがいを持って生き生きと活躍できる地域社会の構築を促進するため、この条例を制定する。

### (目的)

**第一条** この条例は、健康長寿社会づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務、市町村との連携並びに県民、関係団体及び事業者の役割を明らかにすることで、県民誰もが生涯にわたり健康で元気に活躍できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 健康長寿社会 生涯にわたり健康で生きがいを持って生き生きと活躍できる社会
- 二 アクティブシニア 仕事、趣味、ボランティアなど様々な活動に意欲的に取り組む元気な高齢者
- 三 フレイル 加齢に伴い心身の活力が低下し、入院や要介護の危険性が高まる状態

### (基本理念)

**第三条** 健康長寿社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として、行うものとする。

- 一 県民一人一人が、「栄養・運動・社会参加」の三要素を柱とするフレイル予防を実践し、生涯にわたり健康で生きがいを持って活躍できるよう、自主的かつ主体的に取り組むこと。
- 二 県、市町村、関係団体及び事業者は、全ての県民の健康長寿と生涯活躍の実現に向けて、それぞれの役割を認識し、相互に連携協力しながら、必要な支援や社会環境の整備に取り組むこと。

### (県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、健康長寿社会の実現に向けて基本的かつ総合的な施策を実施する責務を有する。

### (市町村との連携)

**第五条** 県は、市町村の果たす役割の重要性に鑑み、市町村が実施する健康長寿社会の実

現に向けた施策について、市町村と連携して推進するものとする。

(県民の役割)

**第六条** 県民は、基本理念にのっとり、生涯にわたり健康で、アクティブシニアとして地域で活躍できるようフレイル予防の重要性を認識し、県及び市町村が実施する健康長寿社会の実現に向けた施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(関係団体及び事業者の役割)

**第七条** 関係団体及び事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの実情に応じ、県民が生涯にわたり健康に過ごすための支援、アクティブシニアが活躍する機会の提供その他健康長寿社会の実現に向けた取組を効果的に行うよう努めるものとする。

2 関係団体及び事業者は、県及び市町村が実施する健康長寿社会の実現に向けた施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

**第八条** 県は、市町村、関係団体、事業者等と連携して、健康長寿社会の実現に向け、県民の認識と理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

**第九条** 県は、健康長寿社会の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

健康長寿社会づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務、市町村との連携並びに県民、関係団体及び事業者の役割を明らかにすることで、県民誰もが生涯にわたり健康で元気に活躍できる地域社会の実現に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 徳島県ワンヘルス推進条例

動物由来感染症は、人のかかる感染症のうち約六割を占めている。動物由来感染症は、森林破壊や気候変動により野生動物及び媒介動物の生息する環境が変化し、人の生活圏と重なったことで、これらの動物の持つ病原体が人に感染するようになったものとされている。

このような状況の中で、動物由来感染症から人の健康を守るためには、動物の健康及び環境の健全性が重要であり、医師、獣医師、環境科学をはじめとする各学術分野の研究者及び関係機関が分野を越えて連携する「ワンヘルス (One Health)」への取組が世界的に求められており、その実践に向けた理念浸透が喫緊の課題となっている。

このため、ワンヘルスの理念浸透に向けた取組を推進することにより、県民及び県内で飼養され、又は生息する動物の健康並びに環境の健全性を一体のものとして守ることができる社会の構築を目指し、この条例を制定する。

### (目的)

**第一条** この条例は、ワンヘルスの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに医師、獣医師、環境科学をはじめとする各学術分野の研究者（以下「研究者」という。）及び関係機関の役割を明らかにするとともに、その推進に関する必要な事項を定めることにより、県民のワンヘルスへの理解の促進を図り、もってワンヘルス実践社会を構築することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において「動物由来感染症」とは、動物から人へ感染する病気を総称したものをいう。

2 この条例において「媒介動物」とは、ダニ、蚊等の感染症を媒介する動物をいう。

3 この条例において「ワンヘルス」とは、人及び動物の健康並びに環境の健全性は一つのものであるとの理念をいう。

4 この条例において「健康」とは、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることをいう。

5 この条例において「環境の健全性」とは、人、愛玩動物及び家畜をはじめとする人に飼養される動物並びに野生動物及び媒介動物の棲み分けが適切になされることにより、野生動物の生息環境が保全され、生物の多様性が保たれる状態にあることをいう。

6 この条例において「ワンヘルスの推進」とは、ワンヘルスの理念浸透に向けた取組の推進をいう。

7 この条例において「ワンヘルス実践社会」とは、県民及び県内で飼養され、又は生息する動物の健康並びに環境の健全性を一体のものとして守ることができる社会をいう。

8 この条例において「関係機関」とは、環境科学をはじめとする各学術分野からワンヘルスの推進に寄与する業務を行う機関をいう。

### (基本理念)

**第三条** ワンヘルスの推進は、人の健康には、動物の健康及び環境の健全性が相互に密接に関連していることが県民一人一人に理解されることを旨として、行わなければならない。

2 ワンヘルスの推進は、県、医師、獣医師、研究者及び関係機関が協力及び連携して行

わなければならない。

(県の責務)

**第四条** 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ワンヘルスの推進に向けて、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- 一 県民へのワンヘルスに関する知識の普及啓発
- 二 県民のワンヘルスに関する活動の支援
- 三 野生動物の生息環境の保全
- 四 動物由来感染症に関する連携体制の整備
- 五 動物由来感染症の発生防止

(医師及び獣医師の役割)

**第五条** 医師及び獣医師は、基本理念にのっとり、動物由来感染症に関して県民へのワンヘルスの推進を図るとともに、県、研究者及び関係機関との情報共有に努めるものとする。

- 2 医師及び獣医師は、県の施策に協力するとともに、県、研究者及び関係機関と連携を取りながら、動物由来感染症の発生防止に努めるものとする。

(研究者及び関係機関の役割)

**第六条** 研究者及び関係機関は、基本理念にのっとり、ワンヘルスの推進への寄与が期待される知見について、県、医師及び獣医師との情報共有に努めるものとする。

- 2 研究者及び関係機関は、県の施策に協力するとともに、県、医師及び獣医師と連携を取りながら、動物由来感染症の発生防止に努めるものとする。

(ワンヘルス推進月間)

**第七条** 県民へのワンヘルスの推進を図るため、九月をとくしまワンヘルス推進月間とする。

- 2 県は、とくしまワンヘルス推進月間にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(ワンヘルスの推進に向けた体制整備)

**第八条** 県は、ワンヘルスの推進に関して、県、医師、獣医師、研究者及び関係機関の協力及び連携を図るため、その業務を統括する体制を整備するよう努めるものとする。

(ワンヘルスの推進に係る助言及び提案を行う場)

**第九条** 知事は、別に定めるところにより、医師、獣医師、研究者及び関係機関による専門的見地からのワンヘルスの推進に関する必要な助言及び提案を県に対して行う場を設けるものとする。

(財政上の措置等)

**第十条** 県は、ワンヘルスの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

ワンヘルスの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに医師、獣医師、環境科学をはじめとする各学術分野の研究者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、その推進に関する必要な事項を定めることにより、県民のワンヘルスへの理解の促進を図り、もってワンヘルス実践社会を構築する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

## 徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例

### (目的)

**第一条** この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項の規定に基づき、県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定めることにより、基本計画の立案の段階から議会が積極的な役割を果たし、もって実効性の高い基本計画の策定を図るとともに、県民の視点に立った透明性の高い県行政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において「基本計画」とは、次に掲げる計画をいう。

- 一 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画
- 二 前号に掲げるもののほか、県民生活に関係が深く、かつ、県行政の運営上特に重要と認められる分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画

### (議会の議決等)

**第三条** 知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)は、基本計画の策定又は変更(次に掲げる事項に係るものに限り、その内容が軽微であるものを除く。以下同じ。)をするに当たっては、次に掲げる事項(変更の場合にあつては、当該変更に係る部分に限る。)について、議会の議決を経なければならない。

- 一 基本計画の推進に係る基本構想に関すること。
  - 二 基本計画の計画期間に関すること。
  - 三 基本計画の実施に関し必要な政策及び施策のうち重要なものに関すること。
- 2 知事等は、基本計画の廃止(基本計画の計画期間の満了に伴うものを除く。以下同じ。)をするに当たっては、その旨について、議会の議決を経なければならない。
- 3 知事等は、第一項の議決を経て基本計画の策定又は変更をしたときは当該基本計画を、前項の議決を経て基本計画の廃止をしたときはその旨を、速やかに公表するものとする。

### (立案の過程における報告等)

**第四条** 知事等は、基本計画の策定又は変更をしようとするときは、その立案の過程において、基本計画の策定の目的又は変更の理由及びその案の概要を議会に報告するとともに、公表し、県民等の意見が基本計画に反映されるよう必要な措置を講じるものとする。

- 2 知事等は、基本計画の廃止をしようとするときは、あらかじめその旨及び廃止の理由を議会に報告するものとする。

### (知事等への意見)

**第五条** 議会は、県行政の推進のために新たに基本計画を策定する必要があると認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

- 2 議会は、社会経済情勢の変化等の理由により、基本計画の変更又は廃止が必要と認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に策定される基本計画について適用する。  
。ただし、当該基本計画のうち同日以後最初に招集される定例会において第三条第一項の規定による議決を経ようとするものについては、第四条第一項の規定は、適用しない。  
。

(経過措置)

- 3 前項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に策定されている計画のうち、  
いけるよ！徳島・行動計画は第二条第一号に掲げる基本計画と、次に掲げる計画は同条  
第二号に掲げる基本計画とみなして、第三条及び第四条の規定（策定に係る部分を除く  
。）並びに第五条第二項の規定を適用する。

1 徳島県男女共同参画基本計画（第二次）

1 徳島県教育振興計画

(徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正)

- 4 徳島県議会の議決すべき事件を定める条例（昭和五十四年徳島県条例第二十五号）の  
一部を次のように改正する。

「基づき」の下に「、別に定めるもののほか」を加える。



## 徳島県議会と徳島文理大学との連携に関する協定書

徳島県議会（以下「甲」という。）と徳島文理大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、県民を代表し県政の意思決定を行う甲と、学術の中心として知的資源が集積する乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、様々な地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材の育成に資することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携し協力することに努める。

- （1）甲の政策形成及び調査・研究に関すること。
- （2）乙の人材育成及び教育・研究環境の充実に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じて協議を行う。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成23年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までにいずれか特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年更新されたものとし、その後も同様とする。

### （疑義の処理）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

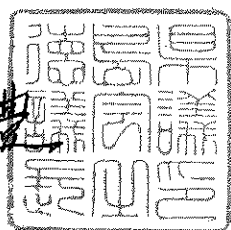
本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成22年9月13日

甲 徳島県議会

議長

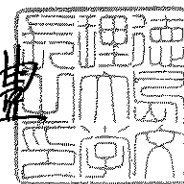
藤田 豊



乙 徳島文理大学

学長

桐野 豊



## 徳島県議会と四国大学との連携に関する協定書

徳島県議会（以下「甲」という。）と四国大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、県民を代表し県政の意思決定を行う甲と、学術の中心として知的資源が集積する乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、様々な地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材の育成に資することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携し協力することに努める。

- （1）甲の政策形成及び調査・研究に関すること。
- （2）乙の人材育成及び教育・研究環境の充実に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じて協議を行う。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までにいずれか特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年更新されたものとし、その後も同様とする。

### （疑義の処理）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成24年7月9日

甲 徳島県議会

乙 四国大学

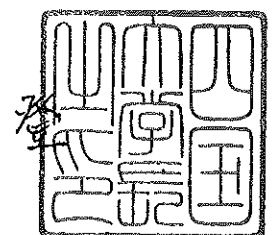
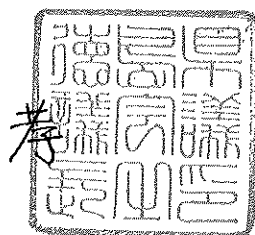
議長

学長

梶本

福

岡



## 徳島県議会表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この表彰は、徳島県内の学校に在籍する児童、生徒及び学生（団体を含む。）のうち、スポーツ・文化芸術活動等において、その成績が特に顕著なものを表彰し、その努力と功績を称え励ますことによって、徳島県の次代を担う人間性豊かな若者の健全育成を図ることを目的とする。

### (表彰)

第2条 徳島県議会は、次の各号の一に該当するもののうちから表彰するものとする。

- (1) スポーツの全国大会以上の大会において最優秀の成績をおさめたもの
- (2) 学芸的な全国大会以上の大会において最優秀の成績をおさめたもの

### (被表彰候補者の選考)

第3条 徳島県議会議長（以下「議長」という。）は前条の規定により表彰しようとするときは、被表彰候補者の選考について、徳島県教育委員会教育長及び各学校長（公立学校を除く。）に推薦を依頼するものとする。

2 前項の規定により推薦されたもののほか、徳島県議会議員から推薦のあった場合も被表彰候補者とする。

### (被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、前条の推薦に基づき、別に定める選考委員会による選考を経て、会長・幹事長会に諮り、議長が決定する。

### (表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品の授与をもって行う。

2 表彰は議場において行う。

### (表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年県議会2月定例会の本会議開催日に行う。

### (推薦様式)

第7条 推薦をしようとするものは、所定の様式により行うものとする。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年12月19日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年1月29日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年11月29日から施行する。